

独立行政法人海上災害防止センター
平成 2 2 年度業務実績評価調書

平成 2 3 年 9 月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業 務 運 営 評 価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由 (計画と実績のポイント)	意見 (参考事項)
第二期中期計画	平成22年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 組織運営の効率化の推進 センターは、佐世保、鹿児島 の2箇所に支所を配置している。このうち佐世保支所については、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の受託業務（九州北部地区における防災資機材の維持管理業務）の終了に伴い廃止することとし、併せてセンター組織・定員の見直しを行う。	1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 組織運営の効率化の推進 措置済み	—		

(2) 業務運営の効率化の推進 ① 一般管理費（特殊要因経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、第一期中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で9%程度に相当する額を削減する。	(2) 業務運営の効率化の推進 ① <u>一般管理費</u>について、第一期中期目標期間の<u>最終年度（平成19年度）比で9%程度に相当する額を削減する。</u>	A	平成22年度の一般管理費を377,904千円とし、平成19年度（441,585千円）に対して14.4%（63,681千円）に相当する額を削減し、22年度計画の目標値を達成した。 【主な削減項目】 人件費 等	
② 人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行う。	② <u>人件費</u>（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、<u>平成17年度比で5%程度に相当する額を削減する。</u>	A	平成22年度の人件費を274,874千円とし、平成17年度（310,516千円）に対して11.5%（35,641千円）に相当する額を削減し、22年度計画の目標値を達成した。 【主な削減項目】 退職者に替えて若年のプロパー職員を採用	
③ 俸給表の見直し等、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。 また、給与水準については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、その適正性について検証	③ <u>給与水準</u>については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、その適正性について検証し、検証結果に応じた取り組みを行うとともに、<u>検証結果及び取組状況をホームページ</u>	A	平成21年度給与水準の適正性について検証を行い、その結果を平成21年度業務実績報告に記載のうえ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価を受けるとともに、ホームページ上で公表した。	

し、これを維持する合理的理由がない場合にはその適正化に取り組むとともに、検証結果及び取組状況をホームページ上で公表する。	<u>上で公表する。</u>			
④ 事業費（防災費、HNS 業務費、受託業務管理費（防災措置業務に限る。）及び公租公課の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、第一期中期目標期間の最終年度（平成 19 年度）比で 3 % 程度に相当する額を削減する。	④ <u>事業費</u> （防災費、HNS 業務費、受託業務管理費（防災措置業務に限る。）及び公租公課の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、 <u>第一期中期目標期間の最終年度（平成 19 年度）と 3 % 程度に相当する額を削減する。</u>	A	平成22年度の事業費を754,963千円とし、平成19年度（765,390千円）に対して1.4%（10,427千円）に相当する額を削減したが、平成22年度の目標値は達成できなかった。 これは、消防演習場の大規模修繕が急遽発生し、所要の経費を支出（39,900千円）せざるを得なかったことによる。 【主な削減項目】 民間借入金償還 特別修繕引当金繰入 等 【計画外支出】 消防演習場の大規模緊急修繕	
⑤ 契約については、「随意契約見直し計画」を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札の推進や情	⑤ <u>契約</u> については、センターが策定した「随意契約見直し計画」に基づき、 <u>一般競争入札の推進や情報公開の充実により、</u>	A	「随意契約見直し計画」に基づき、平成 20 年度に 46 件だった随意契約については 23 件まで引き下げ、計画を達成した。なお、HNS 事業の拡大等による新	

報公開の充実等により、競争性及び透明性を確保する。 また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。	<u>競争性及び透明性を確保する。</u> また、<u>監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</u>		規の随意契約が 25 件発生したため、随意契約総数は 48 件となった。 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）を踏まえ、監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成 21 年 12 月 21 日に設置し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約について点検、見直しを行い、平成 22 年度に係る契約については特段の指摘はなかった。	
(3) 関係機関等との連携の強化 民間船会社及び関係行政機関の知見を活用し、業務の効率的な運営を図るため、これら機関等との連携を密にした業務運営を行う。	(3) 関係機関等との連携の強化 ① 排出油防除協議会、地区石油コンビナート等特別防災区域協議会等が主催する訓練が計画された場合には、これらの地域の訓練に合わせて<u>油回収装置等の運用訓練を実施し、関係機関との連携を強化</u>する。	A	岩国、徳山下松、大分各地区の海上防災訓練に参加、センターの油回収装置等を使用した防除訓練を実施し、関係機関等と連携強化を図った。	
	② 関係機関等の要請に応じ、<u>講演会等の開催時には、セン</u>	A	排出油等防除協議会等からの依頼により、計28回にわたって講演会等に職員を	

	<u>ター職員を講師として派遣する。</u>		派遣し、海上防災に関する知識等の普及に努めた。																						
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 海上防災措置業務 センターは、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成 18 年 12 月 8 日閣議決定）において、従来からの特定油（蒸発しにくい油）に加え、ガソリン、灯油等の揮発性の高い油やキシレン、ベンゼン等の有害液体物質（以下「HNS」という。）の排出事故についても対応できるよう、防除資機材の保有や防除措置能力の確保が求められている。 このためセンターでは、平成 18 年 2 月に取りまとめられた「海上防災事業に係る検討委	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 海上防災措置業務 ① 海上防災措置業務の適時・適確な実施 海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による<u>排出油等の防除措置を適時・適確に実施</u>する。	SS	船舶所有者等からの委託に基づき、6 件の事案に出勤し、排出油等防除措置を適時・適確に実施した。 【2号業務の内訳】 <table><tr><th>年/月</th><th>事案</th><th>種類</th></tr><tr><td>22/8</td><td>三菱化学/坂出</td><td>HNS</td></tr><tr><td>23/2</td><td>BOHAI CHALLENGE号</td><td>油</td></tr><tr><td>23/3</td><td>コスモ石油/千葉・海</td><td>火災</td></tr><tr><td>23/3</td><td>コスモ石油/千葉・陸</td><td>火災</td></tr><tr><td>23/3</td><td>JX日鉱日石/根岸</td><td>油</td></tr><tr><td>23/3</td><td>コスモ石油/千葉</td><td>油</td></tr></table>	年/月	事案	種類	22/8	三菱化学/坂出	HNS	23/2	BOHAI CHALLENGE号	油	23/3	コスモ石油/千葉・海	火災	23/3	コスモ石油/千葉・陸	火災	23/3	JX日鉱日石/根岸	油	23/3	コスモ石油/千葉	油	東日本大震災の発生に伴い生じた事案（4 件）への対応については、センターの適時・適確な措置により、被害の拡大の防止、軽減に多大な貢献をしたものである。 特に、千葉の石油コンビナートにおける L P G タンク火災・爆発事故は、対応を一つ誤れば社会的に甚大な被害を及ぼしたものと予想されるところ、センターによる消火活動が適時・適確であったことから、被害を最小限に抑えることができたものであり、その活動は特筆すべき優れた実績として評価できる。
年/月	事案	種類																							
22/8	三菱化学/坂出	HNS																							
23/2	BOHAI CHALLENGE号	油																							
23/3	コスモ石油/千葉・海	火災																							
23/3	コスモ石油/千葉・陸	火災																							
23/3	JX日鉱日石/根岸	油																							
23/3	コスモ石油/千葉	油																							

員会」の提言等も踏まえ、これまでHNS防除体制の構築を図ってきたところであり、今後引き続き、我が国の海上防災体制の一翼を担う中核機関として、次の業務を実施する。 ① 海上防災措置業務の適時・適確な実施 海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。				
② HNS防除体制の充実強化 HNSの防除措置能力を向上させ、防除体制の強化を図るため、毎年度、契約防災措置実施者に対して「有害物質コース」（国際海事機関カリキュラムに準拠）を主体とした研修を実施し、HNS防除措置に係る知識と技能を教授する。 また、センターが保有するHNS防除資機材・人員の動員シ	② HNS防除体制の充実強化 ア 契約防災措置実施者に対する訓練 特定油以外のガソリン、灯油等の揮発性の高い油やキシレン、ベンゼン等の有害液体物質（以下「HNS」という。）に関し、契約防災措置実施者の防除措置に係る技能の向上を図るため、<u>契約防災措置実施者の監督職員 28 名に対し</u>	A	防災訓練所において、契防者28名に対する研修を行い、HNS防除措置に係る知識・技能の向上を図った。 このほか、契防者の所在地にセンター職員を派遣（全国11地区）し、HNS防除資機材取扱訓練及び研修を行い、HNS防除措置に係る知識・技能の向上を図った。	

ステムやセンターがこれまで培ってきたHNS防除に関するノウハウを有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。	<u>て、HNS防除措置に関する研修を行う。</u> イ HNS防除資機材の整備 我が国のHNS防除措置能力を一層向上させるため、<u>特に特定海域基地に重点を置き、HNS防除資機材の充実強化を行う。</u>	A	特定海域基地2基地及び一般海域基地4基地について、HNS防除防除資機材の充実強化を図った。	
	ウ HNS防除に関するサービス提供 我が国の防災体制の一層の向上に貢献するため、船舶所有者等に対してセンターが保有する<u>HNS防除資機材・人員の動員システムを活用したサービスの提供を実施する。</u>	A	特定海域を中心にHNS防除資機材及び要員を配備し、事故対応体制を強化するとともに、HNSタンカー所有者との契約（HNS資機材要員配備証明書の発行）に基づき、センター保有の資機材及び要員を提供するサービスを実施した。	
	エ 石油コンビナート地区における防災業務に関する取り組みの推進 「海上防災事業に係る検討委員会」の提言等を踏まえ、臨	S	沿岸部の石油・石化企業等に対し、HNS資機材及び要員の配備による即応体制の確保、地区緊急時計画の作成支援、防災関連情報の提供等を行う海上災害セーフティサービス（MDS）を行った。平成22年度は、新たに23事業所とMD	平成21年度実績については、沿岸部の石油・石化企業の防災意識等を向上させるものとして企業側に高く認知され、参加企業が着実に増加している優れた事業として高く評価を受けたものである。

	海部石油コンビナート区域における石油化学企業等に対し、 <u>HNS等防除のため海上災害セーフティーサービスを提供するなど、防災業務に関する取組を推進する。</u>		SS契約を締結した。	平成22年度実績については、前年度の実績を基に、さらに積極的に計画を実行したものとして評価できる。
(2) 機材業務 排出油防除資材（全国 33 基地）及び油回収装置等（全国 10 基地）の維持管理に努めるとともに、これら機材を迅速かつ確実に運用できるよう、各基地において毎年度 1 回の訓練を行う。	(2) 機材業務 ① 資機材の維持管理 全国 33 基地に配備されたオイルフェンス等の <u>排出油防除資材について、毎月保管状態を目視点検し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の使用に備える。</u> また、全国 10 基地に配備された <u>油回収装置等について、毎月各装置の作動確認及び手入れを実施し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の出動に備える。</u>	A	排出油防除資材（全国33基地）及び油回収装置（全国10基地）の定期点検を毎月実施し、不具合箇所には必要な措置を施した。	
	② 資機材の運用訓練 排出油防除資材を管理している <u>33 基地において搬出訓練</u>	A	排出油防除資材の搬出訓練を全国 33 基地において、油回収装置の運用訓練を全国10基地において、それぞれ実施した	

	を、油回収装置を管理運用している <u>10 基地において運用訓練を行う。</u>		。	
(3) 海上防災訓練業務 ① 訓練の重点化 「1978 年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」に基づく船員法の法定訓練に重点を置き、年間の訓練計画を策定し、実施する。 特に、消防訓練を受ける必要がある危険物積載船の上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた訓練計画を策定し、実施する。	(3) 海上防災訓練業務 ① 訓練の重点化 海上防災訓練の実施については、船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいて計画し、期間中に<u>標準コース（5 日間）を 10 回、消防実習コース（2 日間）を 8 回それぞれ開催する。</u> 標準コース 5 日間のうち 2 日間は消火実習に主体をおいた計画とし、1 日は油火災消火実習、他の 1 日はガス火災消火実習を実施する。また、消防実習コース（2 日間）については油・液化ガス・液体化学薬品消火実習に 1 日を充てる他、船内搜索、保護具・検知器取扱実習等を実施する。また、昨年度に引き続き、大容量泡放射砲に対応	A	標準コースを 10 回（397 名）、消防実習コースを 8 回（201 名）をそれぞれ実施した。 また、大容量泡放射砲訓練を盛り込んだコンビナートコース火災マネジメントコースを開催し、原子量発電所火災コース等、法定コース以外のコースを 24 コース実施した。	

	したコンビナート火災マネジメントコース及び原子力発電所火災マネジメントコースを実施する。			
② 訓練参加者の能力向上 訓練終了後に実施する試験の平均点が 80 点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する。 また、試験結果が 70 点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。	② 訓練参加者の能力向上 訓練終了後に実施する試験の平均点が 80 点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する。 また、試験結果が 70 点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。	A	標準コース（10 回）の平均点は 94 点、消防実習コース（8 回）の平均点は 92 点であり、それぞれ目標値を達成した。 また、70 点未満の者に対しては補習を実施し、能力向上を図った。	
(4) 調査研究等業務 ① 海上防災体制強化に資する調査研究の実施 過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。	(4) 調査研究等業務 ① 海上防災体制強化に資する調査研究の実施 受託事業として「関門港響新港区 LNG 基地の海上防災対策に関する調査研究」、「八戸 LNG 基地の海上防災対策に関する調査研究」、「勇払 LNG 受入基地の海上防災対策に関する調査研究」及び「海上災害対応シミュレータ（継	A	当初計画のとおり、受託事業 4 件実施した。	

	続)」を実施する。			
② 成果の普及・啓発 調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る。	② 成果の普及・啓発 <u>これまでの調査研究の成果</u>（受託研究を除く。）をホームページ上で継続公開し、引き続き、<u>成果の普及・啓発を図る。</u>	A	日本財団助成事業による調査研究の概要をセンターのホームページ上で公開するとともに、日本財団ホームページで公開しているセンターの調査研究成果一覧へリンクを張り、成果の普及・啓発を図った。	
(5) 国際協力推進業務 ① 国際協力業務の推進 過去の事故対応の経験等を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練を海外からの研修員に対して実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。	(5) 国際協力推進業務 ① 国際協力業務の推進 東南アジア諸国関係官庁の防災担当者及びその他開発途上国関係機関の防災従事者等向けに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する<u>外国人研修を2回実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。</u>	A	計画通り、次の外国人研修を実施し、開発途上国等に対して海上防災措置に関する知識・技術の移転を図った。 ・技術教育科特別課程国際協力コース／海技大学校委託 ・JICA集団研修（海難救助・防災コース）／(財)海上保安協会委託	
② 訓練参加者の能力向上 海上防災に関する各国のニーズに応じた訓練を実施する。 また、訓練終了後に実施する	② 訓練参加者の能力向上 海上防災に関する各国のニーズに応じた訓練を実施するとともに、訓練終了後に実施	A	筆記試験の平均点が、82点であり、目標値を達成した。	

試験の平均点が 80 点以上となるよう、分かりやすい講義を実施するとともに、試験結果が 70 点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。	<u>する試験の平均点が 80 点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する。</u> また、試験結果が<u>70 点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。</u>			
3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 自己収入の確保 これまで培った技術・能力を活用し、本計画に基づく業務や社会ニーズを踏まえた業務を展開し、自己収入の確保を図る。	3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 自立的な運営を図るための自己収入の確保 自立的な運営を図るため、自己収入の確保に一段と努める必要があり、基金等を地方債等で運用し利息収入を得る他、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構からの委託事業及び LNG 基地海上防災対策に関する調査研究等の受託業務収入、タンカーに対する消防船の警戒料、船舶所有者等に対する資機材備付証明書等発行料、並びに船員等の訓練参加者からの受講料等により自己収入を確保す	A	年度計画で掲げた事業を実施し、自己収入を確保した。 予算、収支計画及び資金計画については、それぞれ計画どおりに実施した。	

	る。			
(2) 予算(人件費の見積を含む。)	(2) 予算 (人件費の見積を含む。)			
(3) 収支計画	(3) 収支計画			
(4) 資金計画	(4) 資金計画			
— 別添「中期計画」参照 —	— 別添「22年度計画」参照 —			
4. 短期借入金の限度額 排出油等防除措置に必要な額として、1,100 百万円を短期借入金とする。	4. 短期借入金の限度額 排出油防除措置に必要な額として、1,100 百万円を短期借入金とする。	—	該当なし	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし。	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし。	—	該当なし	
6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	—	該当なし	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	消防演習場については、淡水化プラントの定期メンテナンスを実施した。	

(1) 施設・設備に関する計画 消防演習場等の訓練施設及び船舶について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。	(1) 施設・整備に関する計画 ① <u>消防演習場の淡水化プラントの定期点検、整備を行う。</u> ② <u>消防船については、2隻の上架修理を行う。訓練船についても、2隻の上架修理を行う。</u>	A	消防船については、「おおたき」、「きよたき」の上架修理を実施した。また訓練船については、「ひので」及び「ホエール」の上架修理を実施した。	
(2) 人事に関する計画 センターの業務を確実に効率的に遂行するため、職員に対して研修・訓練を実施し、知識・技能の向上を図るとともに、適性に応じた部門に配置する。 [参考] 1) 期首の常勤職員数 29 名 2) 期末の常勤職員数見込み 29 名	(2) 人事に関する計画 ① 方針 センターの業務を確実に効率的に遂行するため、職員に対して研修・訓練を実施するとともに、職員の配置に関して、油等流出事故及び船舶火災等に対応する防災業務、船員等に対する訓練業務、消防船及び油回収装置等の維持管理業務、海上防災に関する調査研究業務、その他の業務を行うに当たり<u>効率的な業務実施が可能となるよう適正な人事配置とする。</u>	A	4 月、新任職員を対象とした研修・訓練を実施した。 行政機関及び民間の知見をセンター業務に活用するため、出向者 9 名の派遣を受けるとともに、各職員の能力・適性及び業務内容等を勘案して適切な部門に配置した。	

	② 人員計画 <u>年度末の常勤職員数を第二期中期目標期間初年度（平成 20 年度）と同数とする。</u> [参考 1] (i) 第二期中期目標期間初年度（平成 20 年度）の常勤職員数 29 人 (ii) 平成 22 年度末の常勤職員数 29 人 [参考 2] 平成 22 年度の人件費総額見込み 295 百万円	A	計画どおり、年度末の常勤職員数を年度当初と同数の29名とした。	
(3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 42 条の 30 第 1 項に規定する積立金の使途	(3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 42 条の 30 第 1 項に規定する積立金の使途	—	第一期中期目標期間終了時における利益剰余金（約 22.3 億円）については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 42 条の 30 第 2 項及び第 5 項に基づく積立金として整理し、国土交通大臣の承認を受けた。	
—	—	—	—	

＜記入要領＞・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

SS	1 項目	☐
S	1 項目	☐
A	23 項目	☐
B	0 項目	☐
C	0 項目	☐

総合評価

（法人の業務の実績）

- 船舶所有者等からの委託に基づき、6 件の排出油等防除措置事案に対応した。特に、東日本大震災の発生に伴い生じた事案（4 件）への対応については、センターの適時・適確な措置により、被害の拡大の防止、軽減に多大な貢献をしたものである。特に、千葉の石油コンビナートにおけるＬＰＧタンク火災・爆発事故は、対応を一つ誤れば社会的に甚大な被害を及ぼしたものと予想されるところ、センターによる消火活動が適時・適確であったことから、被害を最小限に抑えることができたものであり、その活動は特筆すべき優れた実績と評価できるものである。
- 海上災害セーフティーサービス事業は、沿岸部の石油・石化企業の防災意識及び技能を向上させるものとして企業側にも高く評価されている事業であり、22年度においても参加企業が着実に増加し、センターの財政的裏付けを与える優れた事業として評価できる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- 給与水準（ラスパイレス指数114.7）について、危険かつ緊急的な海上災害への対応という法人の業務の性格上、海上防災に関する知識及び経験を十分に有する人材を確保する必要があることに加え、平成22年度においては海上防災関連業務の経験者を中途採用したとことと相まって大幅に増加したという背景があることは理解できる。今後は、業務の特殊性を考慮のうえ、給与水準に係る主務大臣の検証結果を踏まえた措置を講ずるとともに、引き続き人件費の抑制に努め、業務実績及び情報公開等を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。
- 監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成21年12月21日に設置し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約について点検、見直しを行っているところ、平成22年度に係る契約については特段の指摘はなかったとのことである。今後も、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約の点検・見直しを進め、一層の競争性及び透明性の確保に努めること。

（その他）

- 国からの交付金及び補助金等を一切受けていないところ、法定外福利厚生費について、社会情勢の変化等を踏まえ、21年度中に職員協議を重ね、その結果、22年5月をもって、食事券に係る補助を廃止するとともに、永年勤続表彰等に伴う副賞の授与についても支給を停止し、経費の支出を見直したことは評価できる。

- ・ 利益剰余金28.5億円は、国からの交付金、補助金等を一切受けず、民間から得た手数料収入等が積み上がって形成されているものであるが、これに対応する資産は、現に使用している油回収装置等の事業用資産のほか、これらの更新等に要する額に相当する金融資産に対応するものである。また、大規模油流出事故時の対応等により勘定に欠損が生じた場合の補填にも充当されるものであることから、当該利益剰余金を保有することは妥当であると思料する。また、如何なる事態にも柔軟に対応できるよう積立金として整理していることについても適当と思料する。
- ・ センターが保有する基金、油防除資機材、船舶、訓練施設等の資産については、センター業務を遂行するうえで必要不可欠なものであり、全て有効に活用されているものと思料する。今後も理事会の適切な管理のもと、更なる有効活用を図ること。
- ・ 国からの出向者数の段階的引き下げに伴って、プロパー職員の新規採用及び育成強化を推進したことは、センターの民間法人化に向けた必要不可欠の取組として評価できる。
- ・ 内部統制については、役員のイニシアティブの下、法人の基本理念・基本行動指針の取りまとめ、内部規程の整備、リスク評価等を実施したことは評価できる。今後とも、監事、会計監査人に指導、提言を受けつつ、役員のイニシアティブの下、検討を進め、内部統制の更なる向上に努めること。

総合評価 (SS, S, A, B, C の5段階) A	(評価理由) 最頻値の評価であるため。
--	-----------------------------------

総務省政独委「平成22年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価

	実績	評価
○政府方針等 ①「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、「22年度中に実施」又は「22年度から実施」とされている「講ずべき措置」の取組状況 ②①以外の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に掲げられている「講ずべき措置」について22年度に実施した取組がある場合、その内容	① 該当なし	—
	民間法人への移行準備として、国からの出向者数を段階的に引き下げている。 (参考) 国からの出向者数の推移 20年度末 9名 21年度末 8名 22年度末 5名	国からの出向者数の段階的引き下げに伴って、プロパー職員の新規採用及び育成強化を推進したことは、センターの民間法人化に向けた必要不可欠の取組として評価できる。
○財務状況 ①法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合、その規模の適切性(当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないか) ②運営費交付金が未執行となった場合、その理由及び業務運営との関係(業務運営に影響を及ぼしていないか等)	① 該当なし	—
	② 該当なし	—
○保有資産の管理・運用等 政独委からの平成21年度業務実績評価における指摘事項において指摘がなされた施設等について、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」で示された廃止、国庫納付、共用化等の方針に沿った法人における取組(鉄道・運輸機構、水資源機構・職員宿舎、国際観光振興機構・海外事務所)	該当なし	—

○人件費管理 ①法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか。 ②国家公務員と比べて給与水準が高い場合、その理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ③国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況。 ④総人件費改革についての取組の状況(併せて、給与水準又はラスパイレス指数が上昇している場合には、その理由) ⑤「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通知)の内容(i)法人の互助組織への支出の廃止、ii)食事補助の支出の廃止、iii)国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止)が守られているか。	① 对国家公務員指数 : 114.7(21年度比 6.6) ② 国家公務員と比べて給与水準が高い理由 国家公務員と比べて給与水準が高くなっている理由としては、主に次の要因があげられる。 ○世界的にも稀有な災害対応専門組織であるということ センターの職務内容は、危険かつ緊急的な海上災害への対応という高度な専門性及び経験を要するものであり、一般事務に比べ危険性及び困難性が非常に高く、事業の確実な実施のために、十分に当該知識を有し、かつ経験等の豊かな職員を配置している。 また、センターは「油及びベンゼンなどの有害液体物質の防除」及び「タンカーの火災消火」という2つの災害に対応する世界的にも稀有な組織であり、その困難な業務をわずか29名の職員で行っている。 ○支所事務所の統廃合により単身赴任者率が高くなっているということ センターは、業務の合理化・効率化の取り組みの一環として、支所業務を本部(横浜市)に移管し3支所を段階的に廃止してきたところである。 この結果、22年度末現在、単身赴任者率が国の2倍(15%)となっており、指数が高くなる要因となっている。 ○民間法人への移行を控え即戦力となる職員を多数採用していること センターは、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針を受けて、民間法人へ移行することとされている。そのための準備として、独立行政法人設立時に約半数を占めていた国からの出向者を段階的に減員し、事業の確実な実施のため、即戦力となる船舶職員(大型船乗船免状取得者)や海上防災関連業務の経験者を採用している。特に、22年度にあつては、法人全体の約17%の職員を中途採用により確保したが、これら職員の採用にあたっては、前職の給与水準が参考となっていることから、国(一般事務職員)と比較して給与水準が高くなる要因となっている。	給与水準(ラスパイレス指数114.7)について、危険かつ緊急的な海上災害への対応という法人の業務の性格上、海上防災に関する知識及び経験を十分に有する人材を確保する必要があることに加え、平成22年度においては海上防災関連業務の経験者を中途採用したと相まって大幅に増加したという背景があることは理解できる。今後は、業務の特殊性を考慮のうえ、給与水準に係る主務大臣の検証結果を踏まえた措置を講ずるとともに、引き続き人件費の抑制に努め、業務実績及び情報公開等を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。
---	--	--

	③ 該当なし	—
	④ 既に措置している人件費削減のための施策(役員報酬の減額、職員俸給表の引下げ等)を継続するとともに、退職者に替えて若年のプロパー職員を採用したこと等により、平成22年度の人件費を274,874千円とし、平成17年度の310,516千円に対して35,641千円11.5%に相当する額を削減し、平成22年度計画の目標値を達成した。 なお、給与水準が高くなっている理由については、②記載のとおり。	数値目標を上回る削減を達成しているものの、その主要因は過年度に実施した措置によるものが大である。 22年度実績(前年度比1.2%の削減)は、21年度実績(前年度比3.3%の削減。)に比べて同等以上と評価するまでにはいかないが、削減の取組は着実であったものと評価できる
	⑤ 法定外福利厚生費については、社会情勢の変化等を踏まえ、平成21年度中において、職員と見直し協議を進めてきたところ、平成22年5月をもって、食事券に係る補助(2,250円/月)を廃止するとともに、永年勤続表彰等に伴う副賞の授与についても、支給を停止することとした。。	国からの交付金及び補助金等を一切受けていないところ、法定外福利厚生費について、社会情勢の変化等を踏まえ、21年度中に職員協議を重ね、その結果、22年5月をもって、食事券に係る補助を廃止するとともに、永年勤続表彰等に伴う副賞の授与についても支給を停止し、経費の支出を見直したことは評価できる。
○契約 ①随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)の達成状況 ②随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上の案件がないか。 ③1者応札の割合(件数)が50%以上又は前年度より増加となっていないか	① 平成20年度に46件だった随意契約については23件まで引き下げ、計画を達成した。 なお、HNS事業の拡大等による新規契約が25件発生したことから、随意契約総数は48件となった。	監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成21年12月21日に設置し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約について点検、見直しを行っているところ、平成22年度に係る契約については特段の指摘はなかったとのことである。今後も、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約の点検・見直しを進め、一層の競争性及び透明性の確保に努めること。

度より増加はなっていないが。 (注)契約監視委員会における審議を踏まえて評価して差し支えない。	② 該当なし	—
	③ 該当なし	—
○内部統制 ①法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。 ②法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出しを行い、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。その際、目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に注目しているか。	① 平成22年度中に法人の基本理念・基本行動指針の策定し、役職員はもとより、対外的にもHPを通じて公表している。 ② 情報システムセキュリティポリシー及びシステム整備管理規則の策定 ③ 監事監査にあわせてのリスク評価の実施(防災訓練所) ② 監事監査にあわせてのリスク評価を実施しており、22年度は防災訓練所のリスク評価を行った。 また、法人全体の取り組みとしては、情報セキュリティの強化の観点から、情報システムセキュリティポリシー及びシステム整備管理規則の策定を行い情報管理の適正化に努めている。	内部統制については、役員のイニシアティブの下、法人の基本理念・基本行動指針の取りまとめ、内部規程の整備、リスク評価等を実施したことは評価できる。今後とも、監事、会計監査人に指導、提言を受けつつ、役員のイニシアティブの下、検討を進め、内部統制の更なる向上に努めること。
○内部統制 ③政独委からの平成21年度業務実績評価における指摘事項において、評価結果において言及されていないとされている内部統制事項に関する取組、評価(自動車事故対策機構1事項、空港周辺整備機構4事項、高速道路機構3事項) ④内部統制の充実・強化に向けた法人における積	③ 該当なし	—

極的な取組(あれば記載)	④ 該当なし	—
○関連法人 ①委託先における財務内容を踏まえた上での業務委託の必要性、契約金額の妥当性等 ②出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上での出資を継続する必要性	① 該当なし	—
	② 該当なし	—
○業務改善のための役職員のイニシアティブ等 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブ(あれば記載)	該当なし	—
○個別法人 ①政独委からの平成21年度業務実績評価における指摘事項において個別意見があった事項(6法人7事項)への対応状況(当該法人のみ) ②政独委から発出された勧告の方向性で22年度において(22年度までにを含む)取り組むこととされている事項についての取組状況(空港周辺整備	① 該当なし	—

機構) ③平成21年度決算検査報告において「不当事項」又は「意見を表示し又は措置を要求した事項」として指摘された事項がある場合、当該事項が業務実績評価に及ぼす影響並びに是正措置及び再発防止のための取組の状況(都市再生機構)	② 該当なし	—
	③ 該当なし	—